

福岡県公報

平成十八年二月三日

第二千四百九十一号

増刊 ①

教育委員会

目次

○福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

○へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則
 ○へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

(教育庁文化財保護課) 一
 (教育庁教職員課) 五

福岡県教育委員会規則第二号

福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲

福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

平成十八年二月三日

福岡県教育委員会

第二条の表を次のように改める。

条例第一条の別表
 二の項に規定する
 事務であつて別に

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年
 福岡県人事委員会規則第十三号）に基づく事務のうち、扶養手当の月
 額の認定及び隨時確認に関する事務、住居手当の月額の決定及び隨時

教育委員会規則で定めるもの

確認に関する事務並びに通勤手当の額の決定及び隨時確認に関する事務

条例第二条の別表
 三の項ワに規定する
 文化財保護法（
 昭和二十五年法律
 第二百四十四号。以
 下この項において
 「法」という。）

一 法第二十八条第一項に規定する国宝又は重要文化財の指定の通知
 に係る書類（法第七十八条第二項において準用する場合を含む。）
 二 法第二十八条第三項に規定する國宝又は重要文化財の指定書（法
 第七十八条第二項において準用する場合を含む。）

三百八十八条第一
 項及び第三項の規
 定による県の教育
 委員会を経由すべ
 きものとされる書
 類及び物件並びに
 処分の告知で別に
 教育委員会規則で
 定めるもの

三 法第二十九条第五項の規定により返付する重要文化財の指定書
 は解任の届出に係る書類（法第六十条第四項、第八十条、第九十条
 第三百九十九条第二項及び第三百三十三条において準用する場合
 を含む。）

四 法第二十九条第三項に規定する重要文化財の管理責任者の選任又
 は解任の届出に係る書類（法第六十条第四項、第八十条、第九十条
 第三百九十九条第二項及び第三百三十三条において準用する場合
 を含む。）

五 法第二十九条第四項の規定により返付する国宝又は重要文化財の
 指定書（法第七十九条第二項において準用する場合を含む。）

六 法第二十九条第五項に規定する重要文化財の指定書
 は解任の届出に係る書類（法第六十条第四項、第八十条、第九十条
 第三百九十九条第二項及び第三百三十三条において準用する場合
 を含む。）

七 法第三十一条第三項に規定する重要文化財の管理責任者の選任又
 は解任の届出に係る書類（法第六十条第四項、第八十条、第九十条
 第三百九十九条第二項及び第三百三十三条において準用する場合
 を含む。）

八 法第三十二条第一項に規定する重要文化財の所有者の変更の届出
 に係る書類（法第六十条第四項、第八十条、第九十条第三項、第三
 百二十条及び第三百三十三条において準用する場合を含む。）

九 法第三十二条第二項に規定する重要文化財の管理責任者の変更の届
 出に係る書類（法第六十条第四項、第八十条、第九十条第三項、第三
 百二十条及び第三百三十三条において準用する場合を含む。）

十 法第三十二条第三項に規定する重要文化財の所有者又は管理責任
 者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出に係る書類（法第六十
 条第四項、第八十条、第九十条第三項、第三百二十条及び第三百三
 条において準用する場合を含む。）

十一 法第三十二条の二第二項に規定する重要文化財の管理団体の指
 定の同意に係る書類（法第六十条第四項、第八十条及び第九十条第
 三項において準用する場合を含む。）

十二 法第三十二条の二第三項に規定する重要文化財の管理団体の指
 定の通知に係る書類（法第六十条第四項、第八十条及び第九十条第
 三項において準用する場合を含む。）

十三 法第三十二条の三第二項に規定する重要文化財の管理団体の指
 定の解除の通知に係る書類（法第六十条第四項、第八十条及び第九
 十条第三項において準用する場合を含む。）

十四 法第三十三条に規定する重要文化財の滅失等の届出に係る書類
 （法第八十条、第一百八十二条、第一百二十条及び第三百三十三条において
 準用する場合を含む。）

- 十五 法第三十四条に規定する重要文化財の所在の場所の変更の届出に係る書類（法第八十条において準用する場合を含む。）
- 十六 法第三十六条第一項に規定する重要文化財の管理に関する命令又は勧告に係る書類（法第八十三条において準用する場合を含む。）
- 十七 法第三十七条第一項に規定する国宝の修理に関する命令又は勧告に係る書類
- 十八 法第三十七条第二項に規定する国宝以外の重要な文化財の修理に関する勧告に係る書類（法第八十三条において準用する場合を含む。）
- 十九 法第三十八条第二項に規定する国宝の修理等の令書及び通知に係る書類（法第一百二十三条第二項において準用する場合を含む。）
- 二十 法第四十三条第一項に規定する重要な文化財に関する現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為の申請に係る書類
- 二十一 法第四十三条第一項に規定する重要な文化財に関する現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為の許可に係る書類
- 二十二 法第四十三条第四項に規定する重要な文化財に関する現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為の停止命令又は許可の取消しに係る書類（法第一百一十五条第三項において準用する場合を含む。）
- 二十三 法第四十三条の二第二項に規定する重要な文化財の修理の届出に係る書類
- 二十四 法第四十四条に規定する重要な文化財の輸出の申請に係る書類
- 二十五 法第四十四条に規定する重要な文化財の輸出の許可に係る書類
- 二十六 法第四十五条に規定する重要な文化財の保存のための行為の制限若しくは禁止又は必要な施設の命令に係る書類
- 二十七 法第四十六条第一項に規定する重要な文化財の売渡しの申出に係る書類（法第八十三条において準用する場合を含む。）
- 二十八 法第四十六条第三項に規定する重要な文化財を買い取らない旨の通知に係る書類（法第八十三条において準用する場合を含む。）
- 二十九 法第四十六条第四項に規定する重要な文化財を買い取るべき旨の通知に係る書類（法第八十三条において準用する場合を含む。）
- 三十 法第四十七条第二項に規定する重要な文化財の管理又は修理の委託の勧告に係る書類（法第八十三条、第一百八十二条及び第一百二十条において準用する場合を含む。）
- 三十一 法第四十八条第一項に規定する重要な文化財の出品の勧告に係る書類（法第八十五条において準用する場合を含む。）
- 三十二 法第四十八条第二項に規定する重要な文化財の出品の命令に係る書類（法第八十五条において準用する場合を含む。）
- 三十三 法第四十八条第三項に規定する重要な文化財の出品期間の更新

- に係る書類（法第八十五条において準用する場合を含む。）
- 三十四 法第四十八条第五項に規定する重要な文化財の出品の承認に係る書類（法第八十五条において準用する場合を含む。）
- 三十五 法第五十一条第一項に規定する重要な文化財の公開の勧告に係る書類（法第八十五条において準用する場合を含む。）
- 三十六 法第五十二条第一項に規定する重要な文化財の公開の命令に係る書類（法第八十五条において準用する場合を含む。）
- 三十七 法第五十二条第五項に規定する重要な文化財の公開の停止又は中止の命令に係る書類（法第五十二条の二、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。）
- 三十八 法第五十三条第一項に規定する所有者及び管理団体以外の者の重要な文化財の公開の申請に係る書類
- 三十九 法第五十三条第二項に規定する重要な文化財の公開の届出に係る書類
- 四十 法第五十三条第四項に規定する重要な文化財の公開の停止命令又は許可の取消しに係る書類
- 四十一 法第五十四条に規定する重要な文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況に関する報告に係る書類（法第八十六条において準用する場合を含む。）
- 四十二 法第五十八条第一項に規定する有形文化財の登録の通知に係る書類（法第九十条第三項において準用する場合を含む。）
- 四十三 法第五十八条第三項に規定する登録有形文化財の登録証（法第九十条第三項において準用する場合を含む。）
- 四十四 法第五十九条第四項に規定する登録有形文化財の登録の抹消の通知に係る書類（法第九十条第三項及び第一百三十三条において準用する場合を含む。）
- 四十五 法第五十九条第六項の規定により返付する登録有形文化財の登録証（法第九十条第三項において準用する場合を含む。）
- 四十六 法第六十一条に規定する登録有形文化財の滅失等の届出に係る書類（法第九十条第三項において準用する場合を含む。）
- 四十七 法六十二条に規定する登録有形文化財の所在の場所の変更の届出に係る書類（法第九十条第三項において準用する場合を含む。）
- 四十八 法第六十四条第一項に規定する登録有形文化財の現状の変更の届出に係る書類（法第九十条第三項及び第一百三十三条において準用する場合を含む。）
- 四十九 法第六十四条第三項に規定する登録有形文化財の現状の変更に関する勧告に係る書類（法第九十条第三項及び第一百三十三条において準用する場合を含む。）
- 五十 法第六十五条第一項に規定する登録有形文化財の輸出の届出に

係る書類（法第九十条第三項において準用する場合を含む。）

五十一 法第六十五条第二項に規定する登録有形文化財の輸出に関する勧告に係る書類（法第九十条第三項において準用する場合を含む。）

。）

五十二 法第六十八条に規定する登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況の報告に係る書類（法第九十条第三項及び第一百三十三条において準用する場合を含む。）

五十三 法第七十一条第三項に規定する重要無形文化財の認定の通知に係る書類（法第七十一条第五項及び第一百四十七条第四項において準用する場合を含む。）

五十四 法第七十二条第三項に規定する重要無形文化財の認定の解除の通知に係る書類（法第一百四十八条第三項において準用する場合を含む。）

五十五 法第七十三条に規定する重要無形文化財保持者の氏名の変更等及び保持団体の名称の変更等の届出に係る書類（法第一百四十九条において準用する場合を含む。）

五十六 法第七十五条第一項に規定する重要無形文化財又は重要无形文化財の記録の公開の勧告に係る書類

五十七 法第七十六条に規定する重要無形文化財の保存に関する勧告に係る書類

五十八 法第八十二条第一項に規定する重要有形民俗文化財に関するその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為の届出に係る書類

五十九 法第八十二条に規定する重要有形民俗文化財の輸出の申請に係る書類

六十 法第八十二条に規定する重要な有形民俗文化財の輸出の許可に係る書類

六十一 法第八十四条第一項に規定する重要な有形民俗文化財の公開の届出に係る書類

六十二 法第八十八条に規定する重要な無形民俗文化財の保存に関する勧告に係る書類（法第一百五十五条において準用する場合を含む。）

六十三 法第八十九条に規定する特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定の通知に係る書類（法第一百十条第三項及び第一百三十二条第二項において準用する場合を含む。）

六十四 法第一百九条第三項に規定する特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定の解除の通知に係る書類（法第一百十条第三項及び第一百三十二条第二項において準用する場合を含む。）

六十五 法第一百十二条第四項に規定する特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定の通知に係る書類（法第一百三十三条において準用する場合を含む。）

六十六 法第一百三十三条第二項に規定する史跡名勝天然記念物の管理団体の指定の同意に係る書類（法第一百三十三条において準用する場合

を含む。）

六十七 法第一百十三条第三項に規定する史跡名勝天然記念物の管理団体の指定の通知に係る書類（法第一百三十三条において準用する場合を含む。）

六十八 法第一百十四条第二項に規定する史跡名勝天然記念物の管理団体の指定の解除の通知に係る書類（法第一百三十三条において準用する場合を含む。）

六十九 法第一百十五条第二項に規定する史跡名勝天然記念物の所在等の異動の届出に係る書類（法第一百二十条及び第一百三十三条において準用する場合を含む。）

七十 法第一百二十二条に規定する史跡名勝天然記念物の管理に関する命令又は勧告に係る書類

七十一 法第一百二十二条第一項に規定する特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令又は勧告に係る書類

七十二 法第一百二十二条第二項に規定する史跡名勝天然記念物の復旧に関する勧告に係る書類

七十三 法第一百二十五条第一項に規定する史跡名勝天然記念物に関するその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為の申請に係る書類

七十四 法第一百二十五条第一項に規定する史跡名勝天然記念物に関するその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす許可に係る書類

七十五 法第一百二十五条第七項に規定する史跡名勝天然記念物の原状回復に関する命令に係る書類（法第一百一十八条第三項において準用する場合を含む。）

七十六 法第一百二十七条第一項に規定する史跡名勝天然記念物の復旧の届出に係る書類

七十七 法第一百二十八条第一項に規定する史跡名勝天然記念物の保存のための行為の制限若しくは禁止又は必要な施設の命令に係る書類

七十八 法第一百三十条に規定する史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況に関する報告に係る書類

一 条例第四条第一項に規定する県指定有形文化財の指定の同意に係る書類（条例第二十九条第二項及び第三十七条第二項において準用する場合を含む。）

二 条例第四条第四項に規定する県指定有形文化財の指定の通知に係る書類（条例第二十九条第二項及び第三十七条第二項において準用する場合を含む。）

三 条例第四条第六項に規定する県指定有形文化財の指定書（条例第二十九条第二項において準用する場合を含む。）

四 条例第五条第一項及び第四項に規定する県指定有形文化財の指定

条例第二条の別表 四の項に規定する 福岡県文化財保護 条例（昭和三十年 福岡県条例第二十 五号。以下この項 において「条例」と いう。）及び条 例の施行のための 規則	
--	--

教育委員会規則の規定による申請書等で別に教育委員会規則で定めるもの

の解除の通知に係る書類（条例第三十条第二項及び第六項並びに第

三十八条第三項において準用する場合を含む。）

五 条例第五条第五項の規定により返付する県指定有形文化財の指定

書（条例第三十条第二項及び第六項において準用する場合を含む。）

六 条例第六条第三項に規定する県指定有形文化財の管理責任者の選任又は解任の届出に係る書類（条例第三十二条及び第四十四条において準用する場合を含む。）

七 条例第七条第一項に規定する県指定有形文化財の所有者の変更の届出に係る書類（条例第三十二条及び第四十四条において準用する場合を含む。）

八 条例第七条第二項に規定する県指定有形文化財の所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出に係る書類（条例第三十二条及び第四十四条において準用する場合を含む。）

九 条例第八条第二項に規定する県指定有形文化財の管理団体の指定の同意に係る書類

十 条例第八条第三項に規定する県指定有形文化財の管理団体の指定の通知に係る書類（条例第三十二条、第三十九条第二項及び第四十条第二項において準用する場合を含む。）

十一 条例第九条第二項に規定する県指定有形文化財の管理団体の指定の解除の通知に係る書類（条例第三十二条において準用する場合を含む。）

十二 条例第十一条に規定する県指定有形文化財の滅失等の届出に係る書類（条例第三十二条及び第四十四条において準用する場合を含む。）

十三 条例第十二条に規定する県指定有形文化財の所在の場所の変更の届出に係る書類（条例第三十二条において準用する場合を含む。）

十四 条例第十五条第一項に規定する県指定有形文化財の管理に関する勧告に係る書類（条例第三十二条及び第四十四条において準用する場合を含む。）

十五 条例第十五条第二項に規定する県指定有形文化財の修理に関する勧告に係る書類（条例第三十二条及び第四十四条において準用する場合を含む。）

十六 条例第十七条第一項に規定する県指定有形文化財に關しその現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為の許可に係る書類

十七 条例第十七条第四項に規定する県指定有形文化財に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為の停止命令又は許可の取消しに係る書類（条例第四十三条第三項において準用する場合を含む。）

十八 条例第十八条第一項に規定する県指定有形文化財の修理の届出に係る書類（条例第四十四条において準用する場合を含む。）

十九 条例第十九条第一項に規定する県指定有形文化財の出品の勧告に係る書類（条例第三十二条において準用する場合を含む。）

二十 条例第十九条第二項に規定する県指定有形文化財の公開の勧告に係る書類（条例第三十二条において準用する場合を含む。）

二十一 条例第二十条に規定する県指定有形文化財の現状又は修理若しくは環境保全の状況に関する報告に係る書類（条例第三十二条及び第四十四条において準用する場合を含む。）

二十二 条例第二十三条第四項に規定する県指定無形文化財の認定の通知に係る書類（条例第二十三条第六項及び第四十五条第四項において準用する場合を含む。）

二十三 条例第二十四条第四項に規定する県指定無形文化財の認定の解除の通知に係る書類（条例第四十六条第三項において準用する場合を含む。）

二十四 条例第二十四条第六項に規定する県指定無形文化財の認定の解除の通知に係る書類（条例第四十六条第五項において準用する場合を含む。）

二十五 条例第二十五条に規定する県指定無形文化財保持者の氏名の変更等及び保持団体の名称の変更等の届出に係る書類（条例第四十条第七条において準用する場合を含む。）

二十六 条例第二十七条第一項に規定する県指定無形文化財又は県指定無形文化財の記録の公開の勧告に係る書類

二十七 条例第二十八条に規定する県指定無形文化財の保存に關する勧告に係る書類

二十八 条例第三十一条第一項に規定する県指定有形民俗文化財に關する現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為の届出に係る書類

二十九 条例第三十四条第一項に規定する県指定無形民俗文化財の記録の公開の勧告に係る書類

三十 条例第三十五条に規定する県指定無形民俗文化財の保存に關する勧告に係る書類

三十一 条例第四十二条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の土地の所在等の異動の届出に係る書類

三十二 条例第四十三条第一項に規定する県指定史跡名勝天然記念物に關する現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為の許可に係る書類

三十三 福岡県文化財保護条例施行規則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第四号。以下この項において「施行規則」という。）第三条第三項に規定する指定書（認定書）の再交付の申請に係る書類

附 則

三十四 施行規則第十二条第六項に規定する県指定史跡名勝天然記念物の標識等の設置の報告に係る書類

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年二月三日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第三号

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地等学校の指定に関する規則（昭和四十六年福岡県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「築上郡椎田町大字小原

小原小学校

」を

「築上郡築上町大字小原

小原小学校

」に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後のへき地等学校の指定に関する規則の規定は、平成十八年一月十日から適用する。

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
株福岡市
式市東
会区箱
社崎ふ
川頭六
島丁目
弘文四
二社号

定価
一箇月一
三五〇円(税込・郵便料別)